

令和 8 年 7 月 29 日

建設業における労務管理
及び災害防止説明会

建設業における労働災害防止対策について

小松労働基準監督署

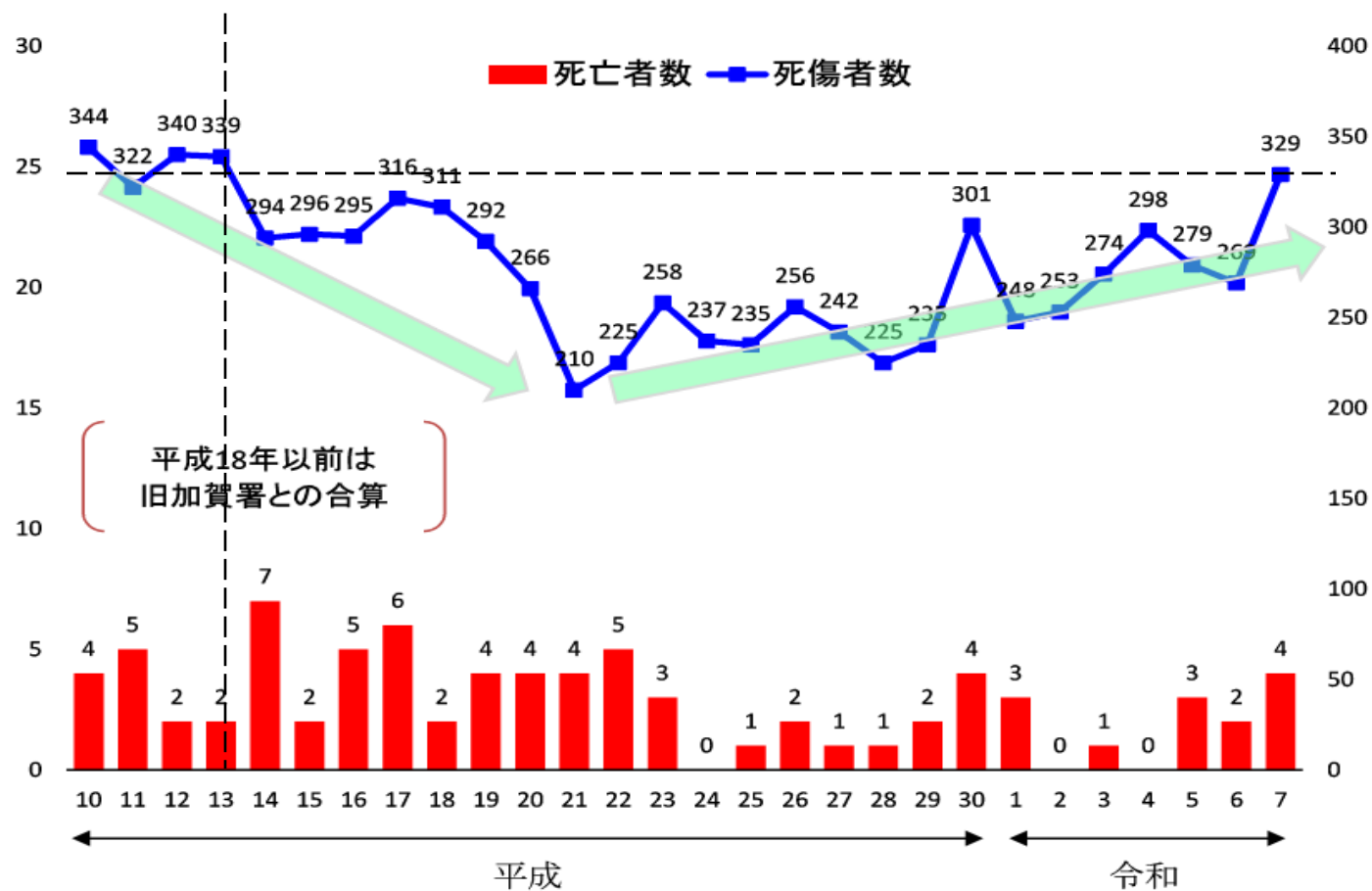
第二方面主任監督官 井村 豪

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害の発生状況（小松労働基準監督署管内）

令和7年の労働災害発生件数329件は、平成10年頃（30年前）の水準であり、厳しい結果となった。

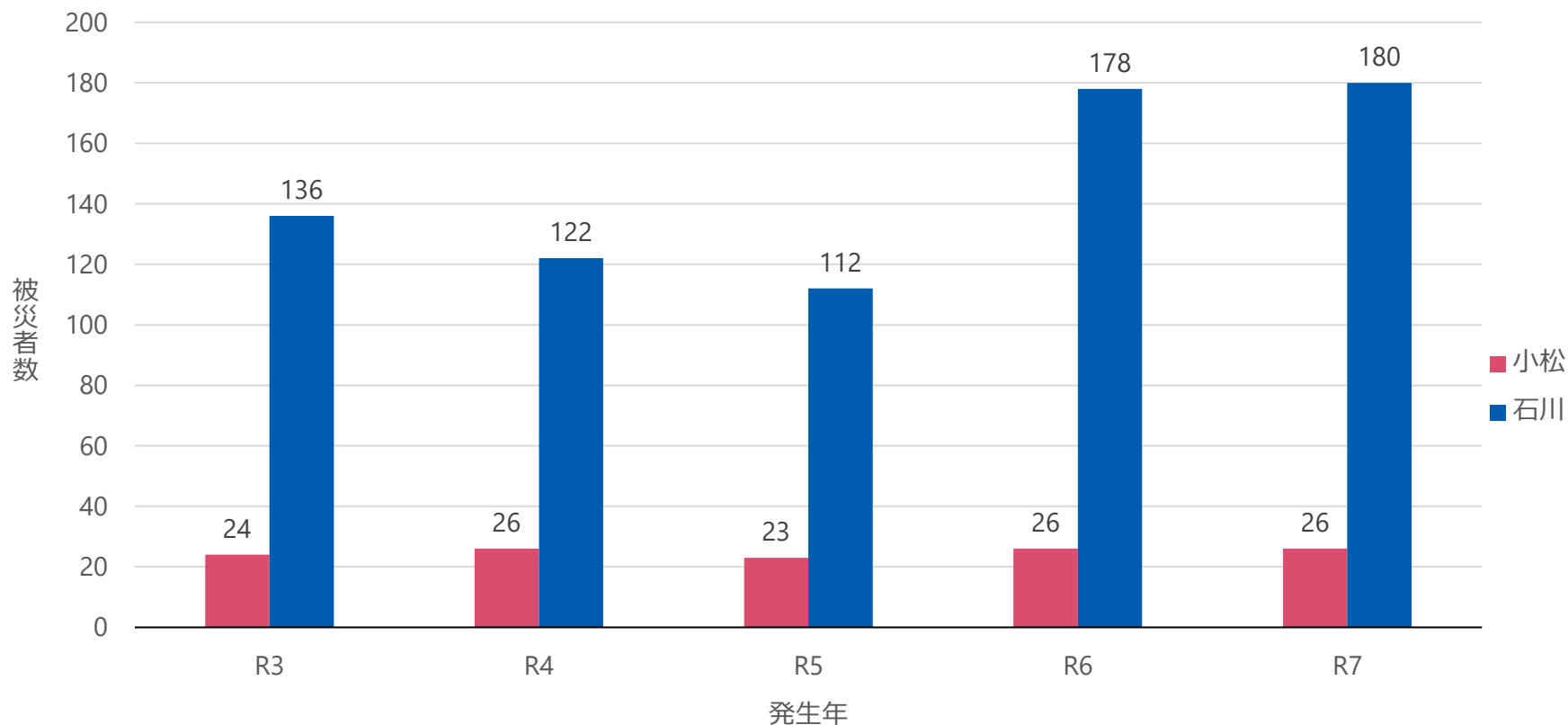
図1 年別 労働災害発生状況の推移（小松署管内、新型コロナウイルス感染症を除く。単位：人）



建設業における労働災害の発生状況（小松労働基準監督署管内、石川県内）

小松労働基準監督署管内の建設業における労働災害は、過去5年間で横ばいである。

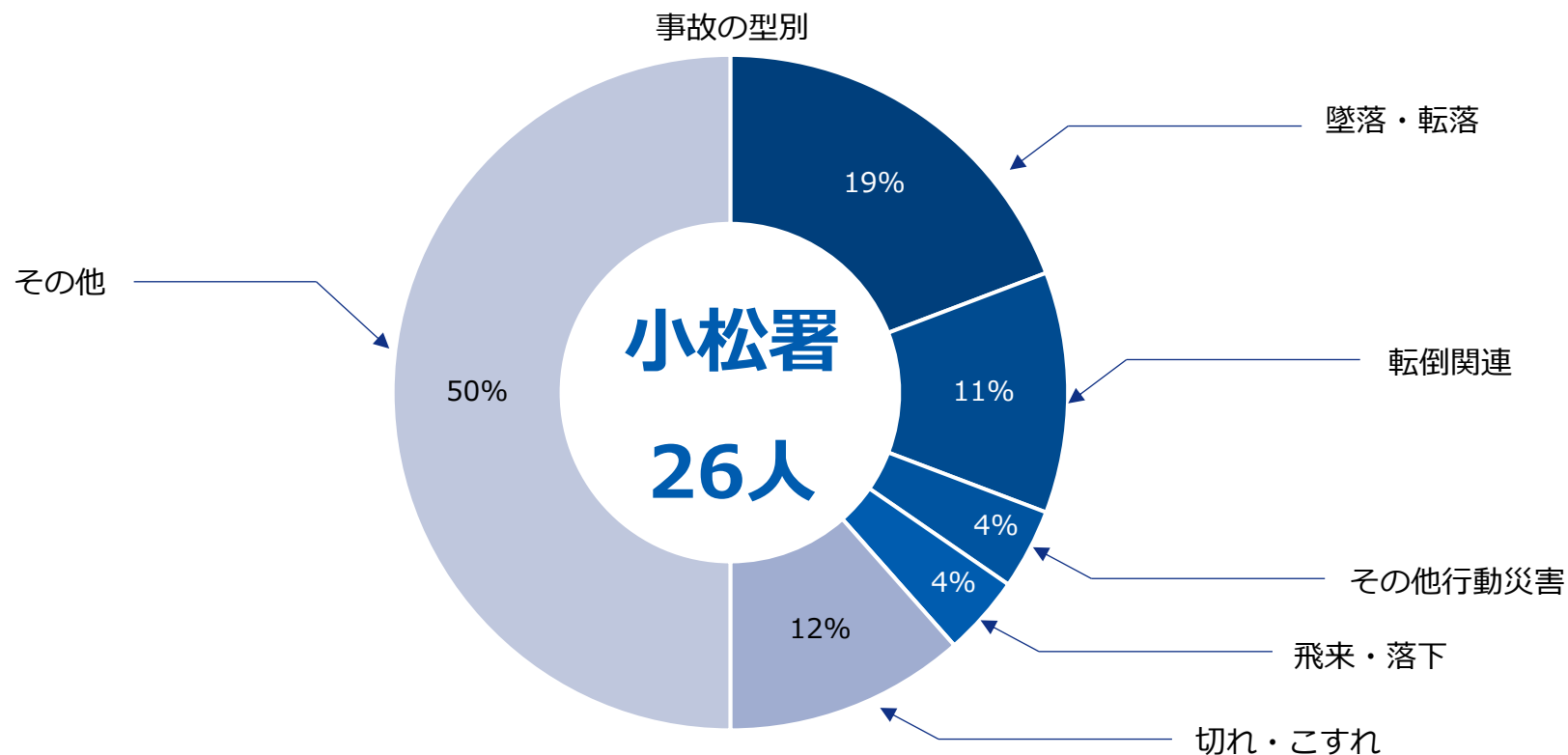
石川県内では令和6年に発生した能登半島地震の影響により、能登地域の建設災害が大幅増加し全体数を押し上げている。



建設業における労働災害の発生状況（小松労働基準監督署管内）

墜落・転落が最多（5人）となっている。

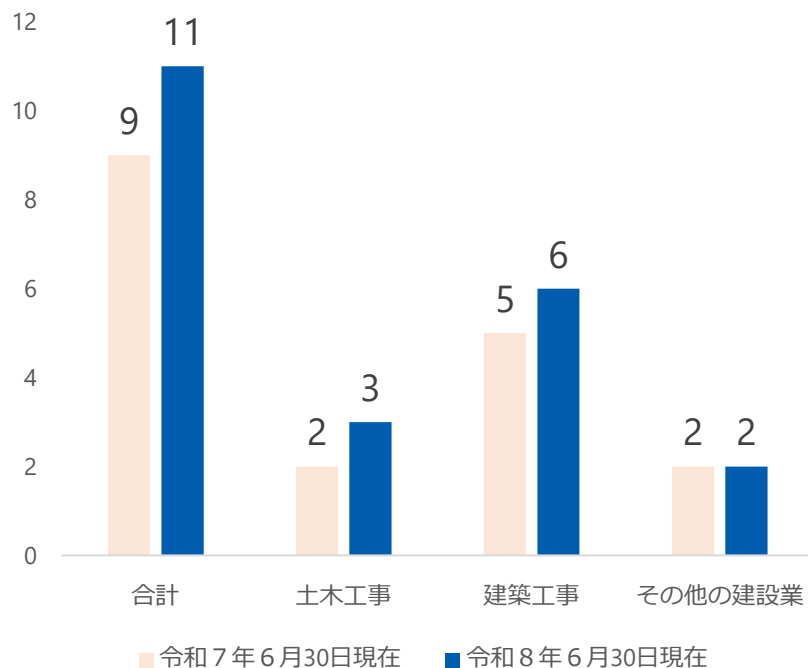
墜落・転落災害が最も多く発生しており、全体の **19%** を占める



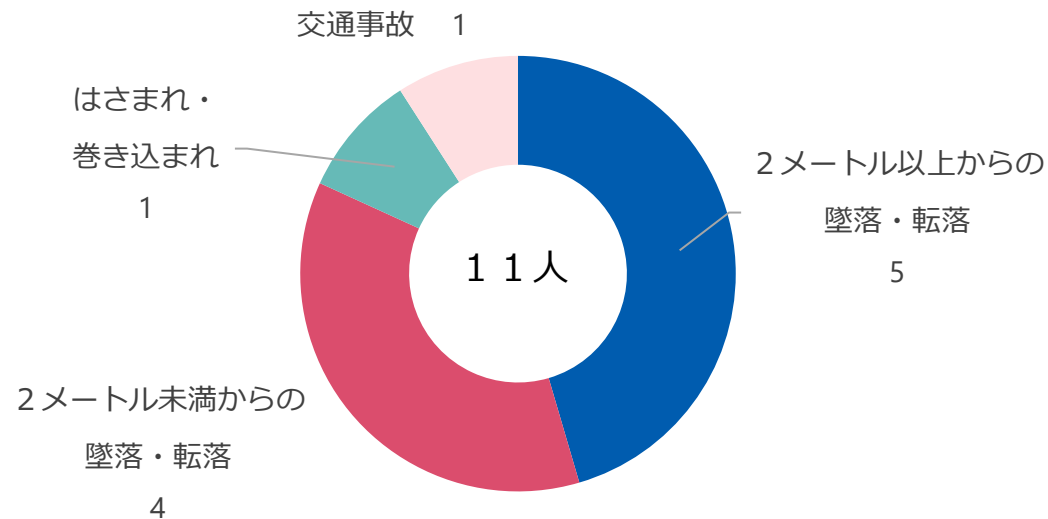
建設業における労働災害の発生状況（小松労働基準監督署管内）

令和8年の労働災害は令和7年同期と比べると増加傾向にあり、**墜落・転落災害が最多**（9人）となっている。

労働災害発生状況（建設業）（単位：人）
（小松労働基準監督署管内）



事故の型別 労働災害発生状況（建設業）（単位：人）
（小松労働基準監督署管内、令和8年6月30日現在）



1 脚立からの墜落・転落防止対策

脚立の正しい使い方です。（『木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル』より）

（２）脚立の使用のポイント

- ①脚立上での作業は上から２～３段目より下の踏棧上で脛を天板等に当てて行う（図３－２３、２４）。（上枠付き脚立を除く）



図３－２３ 脚立の正しい使い方



図３－２４ 上枠付き脚立

注意）正しい作業姿勢となるような高さの脚立を準備するとともに、脚が伸縮するものは正しい作業姿勢となるように高さを調節する。

1 脚立からの墜落・転落防止対策

脚立の間違った使い方の例です。脚立の倒れやすい方向を理解しましょう。



図3-26 脚立の安定方向と不安定方向



図3-25 身を乗り出さない

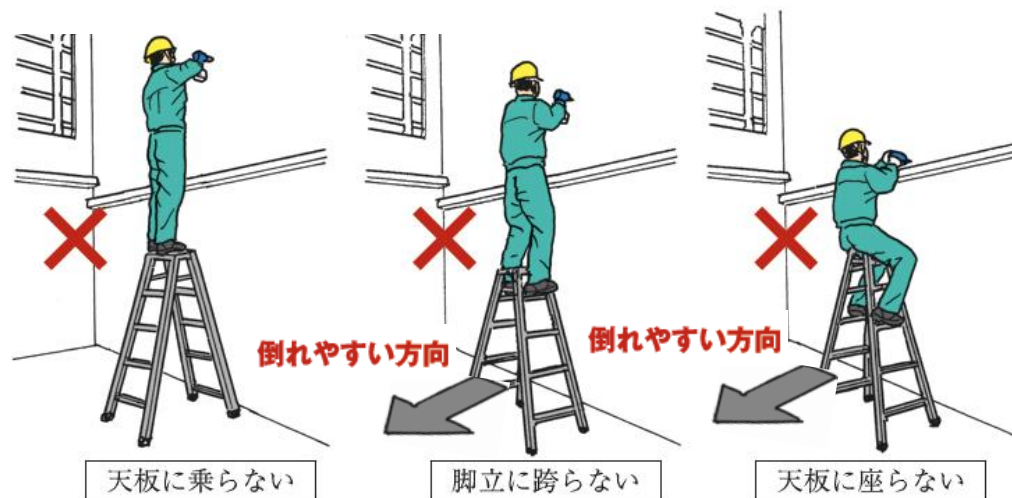


図3-28 危険な使用方法

注意)「脚立に跨る」および「天板に座る」姿勢は体の向きが脚立が倒れやすい方向に向くので危険である。

2 熱中症対策

キャンペーン期間は、5月1日～9月30日（重点取組期間 7月1日～8月31日）です。

STOP！熱中症

いしかわ クールワークキャンペーン 2026

～職場における熱中症**死亡ゼロ**を目指して～
熱中症予防対策に取り組みましょう

○令和7年の石川県内の職場における熱中症の発生状況

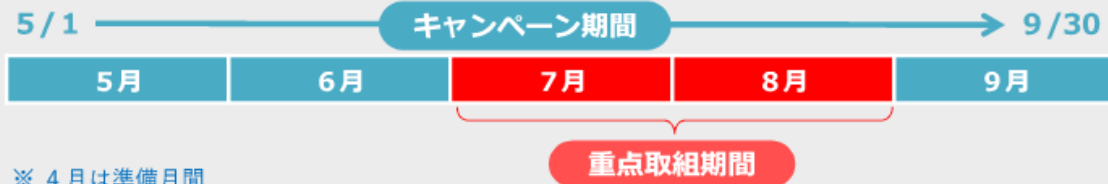
令和7年に石川県内では、**195人**の労働者の方が職場での熱中症により医療機関を受診しており、**過去10年で最多となりました**。そのうち、22人が4日間以上仕事を休みました。また、熱中症による死亡災害は過去3年連続で発生していましたが、令和7年においては発生しませんでした。

6月下旬から急激に気温上昇し、特に7月中旬～9月上旬は、最高気温※1が35℃を超え、暑さ指数（WBGT）※2は「危険」レベル（31℃以上）となる日が多くあり、熱中症も多く発生しました。

業種別では建設業が一番多く発生し68人（全体の35%）を占め、次に製造業で39人（全体の20%）を占めています。なお、屋外作業に限らず屋内作業でも多く発症しています。

●キャンペーン実施期間：令和8年5月1日から9月30日まで

石川県内では、熱中症の8割以上（158人）が7・8月に集中していることから、**石川労働局では7・8月を重点取組期間として取り組みます。**



2 熱中症対策 労働安全衛生規則の改正【令和7年6月1日施行】

対象は、**WBGT 28度以上**又は**気温 31度以上**の環境下で、**連続 1時間以上**又は**1日 4時間を超えて**実施が見込まれる作業。

基本的な考え方

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…



判断する

(例)医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例)救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、熱中症のおそれがある**作業従事者**（事業者や一人親方等の非労働者を含む。）を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより**熱中症の重篤化を防止**するため、以下の（１）～（３）が事業者には義務付けられます。
【労働安全衛生規則第612条の２】

- （１）体制整備
- （２）手順作成
- （３）関係者への周知

- 1 「熱中症の自覚行状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を**報告するための体制整備**及び**関係作業員への周知**。
- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ①緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等、熱中症による重篤化を防止するために**必要な措置の実施手順の作成**及び**関係者への周知**

2 熱中症対策 熱中症対策手順書の例

小松労働基準監督署が作成した熱中症対策簡易手順書（建設現場用）

熱中症対策に関する法規制に対応した手順書の様式例を作成しています。

加工可能なデータを小松監督署のホームページに掲載していますので必要に応じてご利用ください。

熱中症は、暑ければ年齢、場所を問わず発生する可能性があります。

掲示場所は、緊急時に誰でもすぐに確認・対応できるよう数か所とし、そのうち1か所は熱中症患者の介抱予定場所（休憩所など）とするのが望ましいでしょう。

「小松労働基準監督署からのお知らせ」



で検索

熱中症発症(疑い)時の対応手順	
緊急連絡体制	
体調不良者 発見者	軽症だからと自分で判断せず 必ず連絡すること
所属会社 氏名 連絡先	元請 担当者 氏名 連絡先
処置手順	
1 熱中症のおそれのある者を発見	初期対応担当者
2 作業離脱 (離脱後の休憩場所)	例) 作業場所横の建物の影、簡易休憩所 ほか
3 身体冷却 冷却方法	例) 水分補給（持参・支給）、休憩所クーラー ほか
4 意識の異常 判断基準	例) 意識がはっきりしない、返事がおかしい ほか
判断に迷う場合は、いしかわ救急安心センター事業 #7119 へ架電	
5-1 救急搬送・医療機関受診 受診先医療機関	医療機関連絡先 (搬送待ち時間は一人にさせないこと)
5-2 経過観察 経過観察中の状態を確認する担当者	(経過観察中は一人にさせないこと)
6 回復 回復後の補助、確認担当者	(回復後も悪化する可能性がありますので、目の届く状況を作しましょう)
※ 今後、内容が変更される場合があります。 小松労働基準監督署	

2 熱中症対策 職場における熱中症防止のためのガイドライン

【令和8年3月策定】 ガイドラインの目次は、以下のとおりです。

第1 目的等

「職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に」

パンフレット



第2 熱中症リスクの評価

- 1 有害性の要因の特定 (高温、多湿な作業環境、連続作業、通気性や透湿性の低い衣服や保護具、身体作業負荷の高い作業)
- 2 湿球黒球温度の値の把握 (WBGT値「暑さ指数」)
- 3 熱中症リスクの評価・検討 (リスク評価 → 熱中症リスクの低減のための措置の検討)

第3 熱中症リスクに応じた措置

- 1 労働衛生管理体制の確立等 (各種管理者等の選任と役割、作業手順・作業計画の策定、報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知)
- 2 作業環境管理 (WBGT基準値を超えるおそれのある場所で作業を行う場合はWBGT値の低減を図る、休憩場所の整備)
- 3 作業管理 (作業時間の短縮、暑熱順化を図る、プレクーリング、水分・塩分の摂取、服装による身体冷却、作業巡視)
- 4 健康管理 (健診結果に基づく対応、日常の健康管理、作業者の健康状態・暑熱順化の状況の確認)
- 5 労働衛生教育 (熱中症予防管理者向け3時間45分、職長等の現場指揮者向け1時間、作業者向けは短時間かつ繰り返し)
- 6 異常時の措置 (熱中症を疑わせる症状があれば、本人に自覚症状がなく、大丈夫と言ったとしても、ためらわずに報告する)
- 7 その他 (対策の実施時期、「スポットワーク」労働者への配慮、注文者や作業場所管理事業者による配慮、個人事業者)

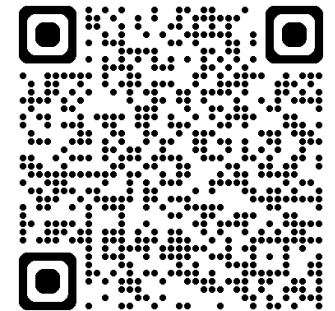
2 熱中症対策 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

令和8年3月 ver 2.0

働く人の 今すぐ使える 熱中症ガイド



78ページありますので、
内容を抜粋して紹介し
ます。



2. 暑熱順化（暑さに慣れる）

2週間ほどかけて、暑さに身体を慣らす

- ▶ 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- ▶ 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- ▶ 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る



特に気をつける必要がある人

入職したての人

作業初日は
身体への負担が大きい



長期休暇あけの人

数日間でも作業から離れると
慣れの効果はなくなる

暑さに慣れるまでは…

仕事をする時間を
短くする

休憩時間を
長くする・回数を増やす

身体に負担がかかる
作業を減らす

暑熱順化の 有り／無し により

WBGT基準値が変わります。

→ 熱中症防止対策も変わります。

暑熱順化は

最低でも1週間はかかります。

また、作業を長期間離れた場合など、**年1回実施するだけでは不足することがあります。**

➡ 暑熱順化トレーニング

日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにする
数日から2週間ほど続けて完了する

歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安
30分

頻度目安
週5回～毎日



入浴・サウナ

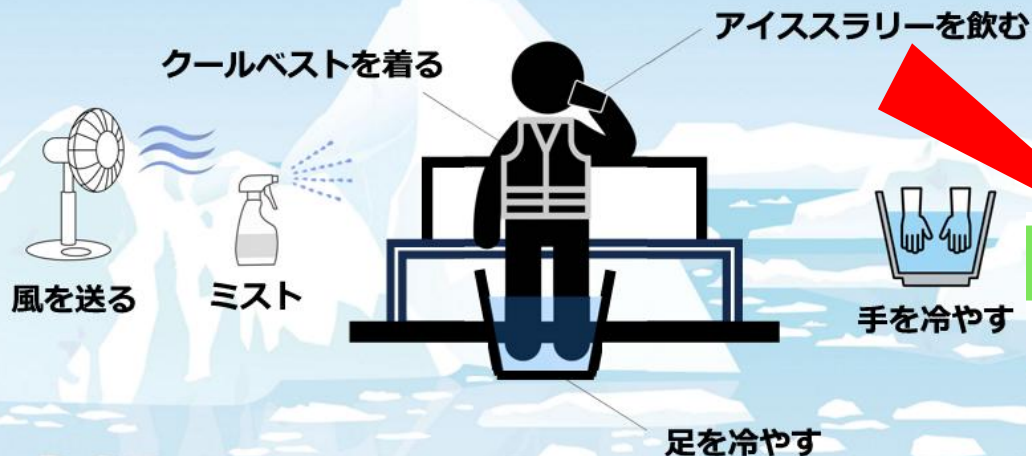
(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安
2日に1回



3. プレクーリング

作業を始める前に、十分に身体を冷やしておき
作業中の体温上昇を緩やかにする熱中症の予防対策



プレ クーリング
pre-cooling

アイス スラリー
ice-slurry
どろっとした混合液

➡ アイススラリー

アイススラリーとは、微細な氷と液体が混じり合った流動性のある氷状態の飲料
氷の結晶が小さいので飲みやすく、水よりも冷却能力がある



特 長

- 液体よりもゆっくりと冷たさが身体に浸透する
- 水分だけでなく、塩分や栄養素も補給

目安量

1回に100g程度を複数回（休憩時間毎に）



一度に大量に飲むと胃に負担をかけるため
少しずつ数回に分けて飲む

参 考

- 冷たい飲み物は、約 4℃
- アイススラリーは、約-1℃



4. 「命を救う行動」 現場で作業員が倒れたときの ○ 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



③ 救急搬送 ▼ 生還

すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』！

➡ 「水かけ」で急速冷却



➡ 水をかけられない場合



氷などを使って体温を下げる

身体を冷やす方法
プレクーリング P44参照氷水でタオルを濡らして身体を冷やす
※体温で温まったタオルを交換しながら行う 15

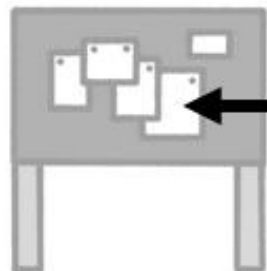
1. 皮膚をつまみ上げて「脱水状態」チェック

手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



高齢者で確認しやすい

2. 爪押しで「隠れ脱水症」チェック



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』のを見つけ方

爪押しでセルフチェック



手の親指の爪を逆の指でつまむ



つまんだ指を離したとき、白かった爪の色がピンクに戻るのに3秒以上かかれば脱水症を起こしている可能性があります

2 熱中症対策 エイジフレンドリー補助金

本年度は、「熱中症対策コース」が設定されています。

中小企業事業者の皆さま

令和8年度版

令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。
雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるものに限り補助金を交付します

補助金申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日

1. 専門家総合対策コースの（1）は令和8年5月20日～令和8年8月31日
【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること。
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットやQ&Aもご確認ください。

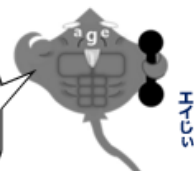
HPはこちら→



選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは
下の表を**チェック**
じゃ



	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント（RA）の実施に要する費用 (2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入（重量物取扱い作業・介助作業等） ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	(1) 4/5 (2) 1/2	100万円 (1)と(2) の合計金額 (消費税を除く)
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	(3) 1/2	100万円 (消費税を除く)
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4) 3/4	30万円 (消費税を除く)

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

<エイジフレンドリー補助金 熱中症対策コース>

●補助率：1／2 上限額100万円（消費税を除く）

●申請受付期間 令和8年5月20日～10月31日

【条件】

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること。

【補助対象】

- ・ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場の、休憩施設の整備
- ・ 体温を下げるための機能のある服の導入 など。

3 定期健康診断の診断項目の変更

労働安全衛生法に基づく定期健診の診断項目に、**令和9年4月**から**血清クレアチニン検査**が**追加**されます。

令和9年4月から変更になる項目

変更のポイント



喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。



肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。



「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

慢性（※3か月以上）腎臓病患者は、推計では成人5人に1人の割合で存在し、患者数は約2千万人、透析患者数は約35万人。

慢性腎臓病は早期発見・治療することで、腎不全発症までの期間を26年延ばすことができるとの研究結果がある。

4 ストレスチェック制度の対象拡大

令和10年4月から、全ての事業者に対して、年1回のストレスチェック実施が義務化されます。

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！

令和10年
4月1日
スタート



ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、本人のストレスへの気づき・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。
(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの概要版(スタートガイド)もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがご答えします。

電話番号：(全国統一ナビダイヤル)

0570-031050

受付時間：平日10:00～17:00
(土日祝日、年末年始は除く)

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など)を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



5 建設事業無災害表彰制度

該当する工事があっても、表彰するためには**申請が必要**です。

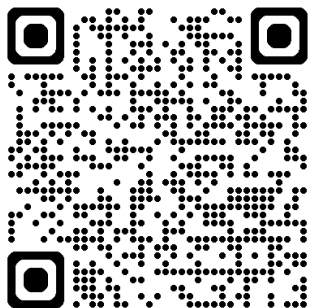
建設事業無災害表彰制度の申請方法

表彰の申請は、建設事業無災害報告書及び同意書を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して石川労働局長あてに申請してください。

(小松署管内の工事であれば、小松署へ申請してください。)

労働基準監督署長の審査、石川労働局長の審査を経て授与されることになります。

不明点は、小松労働基準監督署までお問合せください。



石川労働局ホームページ
「建設事業無災害表彰」

建設事業無災害報告書

下記工事が無災害で完工しましたので報告します。

年 月 日

事業場所在地

事業者職氏名

印

石川労働局長 殿

記

工 事 の 種 類		所轄監督署名
工 事 の 名 称		
工 事 の 所 在 地		
工 事 の 期 間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日	
発 注 者		
統 括 管 理 者 名		
延 労 働 者 数		
請 負 金 額	円	
労働保険番号保険料	一 円 滞納は 有・無	
工 事 の 概 要		
特定元方事業者報告年月日 (安全衛生規則664条による)		年 月 日
計画の届出年月日 (安全衛生法88条による)		年 月 日
※安全・衛生 管理の 状況	監督指導と 違反の状況	監 督 の 有 無 有 ・ 無
		重点事項の違反の有無 有 ・ 無
	届出報告の状況	
	行政指導の遵守状況	

(注) 1. 本報告は、工事完了後遅滞なく2部、所轄労働基準監督署に提出すること。
2. ※欄は、労働基準監督署において調査するので、記入しないこと。